

宇和島地区広域事務組合規則公布第5号

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月10日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

規則第 5 号

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 8 年 7 月 10 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則（平成 22 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員の勤務体制等） 第 4 条 （略） 2 （略） 3 夜間勤務者は、その翌日を休務とする。 <u>ただし、湯乃香荘の夜間勤務者については、この限りでない。</u> 4 （略） 5 （略） （通常の送迎の実施地域及び通常の事業の実施地域） 第 5 条 （略） 2 デイサービス施設における通常の事業の実施地域は、次のと	（職員の勤務体制等） 第 4 条 （略） 2 （略） 3 夜間勤務者は、その翌日を休務とする。_____ _____ 4 （略） 5 （略） （通常の送迎の実施地域及び通常の事業の実施地域） 第 5 条 （略） 2 デイサービス施設における通常の事業の実施地域は、次のと

おりとする。

デイサービス施設	通常の事業の実施地域	
	地域密着通所介護及び通所介護	介護予防通所介護
勝山荘	鬼北町	鬼北町
一本松荘	愛南町	愛南町
古城園	松野町	松野町、旧広見町
城辺みしま荘	愛南町	愛南町
ひろみ奈良の里	鬼北町	鬼北町、松野町、旧宇和島市、旧三間町
柏寿園	愛南町	愛南町、旧津島町

備考 (略)

(食費及びその他の費用の額)

第6条 特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設における、条例第7条第4項の組合長が規則で定める額は、次のとおりとする。

おりとする。

デイサービス施設	通常の事業の実施地域	
	地域密着通所介護	介護予防通所介護
勝山荘	鬼北町	鬼北町
一本松荘	愛南町	愛南町
古城園	松野町	松野町、旧広見町
城辺みしま荘	愛南町	愛南町
ひろみ奈良の里	鬼北町	鬼北町、松野町、旧宇和島市、旧三間町
柏寿園	愛南町	愛南町、旧津島町

備考 (略)

(居住費、滞在費、食費及びその他の費用の額)

第6条 特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設における、条例第14条第4項の組合長が規則で定める額は、次のとおりとする。

(1) 居住費及び滞在費

ア 居住費及び滞在費の額

	ユニット型個室	従来型個室	多床室
組合の居住費及び滞在費(月額)	2,066 円	1,231 円	915 円

イ 居住費及び滞在費の負担限度額

所得の区分	概要	居住費及び滞在費の負担限度額(月額)		
		ユニット型個室	従来型個室	多床室

	1	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、課税年金収入額が120万円を超える者等	1,470円	980円	530円
	2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、課税年金収入額が82.65万円超120万円以下の者等	1,370円	880円	430円
	3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額が82.65万円以下の者等	880円	480円	430円
	4	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	880円	380円	0円
	※ 所得の区分1、2、3、4は、居住費及び滞在費の負担限度額告示（平成17年厚生労働省告示第414号）の表に規定する所得の区分一、二、三、四の区分とする。 ウ 居住費の特定負担限度額				
所得の区分		概要	居住費の特定負担限度額（日額）		
			ユニット型個室	従来型個室	多床室

	<u>1</u>	実質的負担軽減者以外 であり本人及び世帯全 員が市町村民税世帯非 課税者等	<u>1,370 円</u>	<u>880 円</u>	<u>430 円</u>
	<u>2</u>	実質的負担軽減者であ り本人及び世帯全員が 市町村民税世帯非課税 者等	<u>1,370 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>
	<u>3</u>	実質的負担軽減者以外 であり本人及び世帯全 員が市町村民税世帯非 課税者であって、合計 所得金額＋課税年金収 入額が 82.65 万円以下 の者等	<u>880 円</u>	<u>480 円</u>	<u>430 円</u>
	<u>4</u>	実質的負担軽減者であ り本人及び世帯全員が 市町村民税世帯非課税 者であって、合計所得 金額＋課税年金収入額 が 82.65 万円以下の者 等	<u>880 円</u>	<u>480 円</u> ただし、次に 掲げる場合に あつては、そ れぞれ次に掲 げる額とす る。 ア 利用者負 担 5 %に食費 の特定負担限 度額及び居住	<u>430 円</u> ただし、利 用者負担 5 %に食 費の特定 負担限度 額及び居 住費の特 定負担限 度額を加 えた額が、

				費の特定負担 限度額を加え た額が、費用 徴収額を上回 る場合（イに 掲げる場合を 除く。）380 円 イ 利用者負 担 5 % に食費 の特定負担限 度額及び一日 につき 380 円 とした居住費 の特定負担限 度額を加えた 額が、費用徴 収額を上回る 場合 0 円	費用徴収 額を上回 る場合に あつては、 0 円
	<u>5.</u>	実質的負担軽減者以外 の者であつて次に掲げ る者等 ア 本人及び世帯全員 が市町村民税世帯非 課税者である老齢福 祉年金受給者 イ 生活保護の受給者	880 円	380 円	0 円

	<table><tr><td>6</td><td>実質的負担軽減者であ って次に掲げる者等</td><td>880 円</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr><tr><td></td><td>ア 本人及び世帯全員 が市町村民税世帯非 課税者である老齢福 祉年金受給者及びこ れに準ずると認めら れる者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>イ 生活保護の受給者</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	6	実質的負担軽減者であ って次に掲げる者等	880 円	0 円	0 円		ア 本人及び世帯全員 が市町村民税世帯非 課税者である老齢福 祉年金受給者及びこ れに準ずると認めら れる者					イ 生活保護の受給者			
6	実質的負担軽減者であ って次に掲げる者等	880 円	0 円	0 円												
	ア 本人及び世帯全員 が市町村民税世帯非 課税者である老齢福 祉年金受給者及びこ れに準ずると認めら れる者															
	イ 生活保護の受給者															

※ 所得の区分 1 から 6 は、居住費の特定負担限度額告示（平成 17 年厚生労働省告示第 418 号）の表に規定する所得の区分一から六の区分とする。

※ 費用徴収額とは、法の施行の際現に施行法第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額

※ 実質的負担軽減者とは、施行法による負担軽減措置により実質的に負担軽減を受けている者（平成 17 年 9 月 30 日において施設介護サービス費の利用者負担割合が 5 % 以下の者）をいう。

(1) 食費の額

ア 介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する特定保険施設等及び特定居宅サービス事業者における食事の提供に要する平均的な食費の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成 17 年厚生労働省告示第 411 号）に基づき、別表第 1 の額とする。

イ アに定める額の内、特別養護老人ホームの入所者が支払う額は、介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 61 条

(2) 食費

ア 食費の額

組合の特別養護老人ホーム（日額）	1,700円	
組合の老人短期入所施設（1 食当たり）	朝食	400円
	昼食	650円
	夕食	650円

イ 食費の負担限度額

の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号。以下「食費の負担限度額告示」という。）に基づき、組合長が定める食費の負担限度額（別表第2）とする。ただし、平成12年3月31日における措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）が支払う額は、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額（平成17年厚生労働省告示417号。以下「食費の特定負担限度額告示」という。）に基づき、組合長が定める食費の特定負担限度額（別表第3）とする。

ウ アに定める額の内、老人短期入所施設の利用者が支払う額は、利用日における食費の総額（以下「食費総額」という。）が食事の負担限度額を超える場合は、食費の負担限度額とし、食費総額が食費の負担限度額以下の場合は、食費総額とする。

所得の 区分	概要	食費の負担限度額 （日額）	
		特養	短期
1	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が120万円超の者等	1,420円	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が82.65万円超120万円以下の者等	680円	1,030円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が82.65万円以下の者等	390円	600円
4	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円	300円

※ 所得の区分1は、食費の負担限度額告示（平成17年厚生労働省告示第413号）の表に規定する区分一、二の区分、所得の区分2は、食費の負担限度額告示の区分三、四の区分、所得の区分3は、食費の負担限度額告示の区分五、六の区分、所得の区分4は、食費の負担限度額告示の区分七の区分とする。

ウ 食費の特定負担限度額

所得の 区分	概要	食費の特定負担限度額（日額）
-----------	----	----------------

	<u>1</u>	本人及び世帯全員が市 町村民税非課税であつ て、合計所得金額＋年 金収入額が120万円超 の者等	1,420円
	<u>2</u>	本人及び世帯全員が市 町村民税非課税であつ て、合計所得金額＋年 金収入額が82.65万円 超120万円以下の者等	680円
	<u>3</u>	本人及び世帯全員が市 町村民税非課税であつ て、合計所得金額＋年 金収入額が82.65万円 以下の者等	390円
	<u>4</u>	本人及び世帯全員が市 町村民税非課税であつ て、老齢福祉年金の受 給者、生活保護の受給 者等	300円 (平成17年9月30日において廃 止前の厚生労働大臣が定める旧 措置入所者の所得の区分及び割 合(平成12年厚生省告示第63 号)における表の下欄の割合が 100分の95以上である者であつ て、かつ、介護保険法の施行の 際現に施行法第20条の規定によ る改正前の老人福祉法第28条第 1項の規定により費用を徴収さ

(2) <u>入所者等の希望により特別な居住環境が必要となった場合の費用の額 実費</u>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1120 151 1263 440"></td><td data-bbox="1263 151 2089 440"> <u>れ、当該徴収されている費用の 1 日当たりの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が 300円未満であるものにあつては、当該額）</u> </td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1120 440 2089 1442"> ※ <u>所得の区分 2 は、食費の特定負担限度額告示（平成 17 年厚生労働省告示第 417 号）の表に規定する区分一、二、三の区分、所得の区分 3 は、食費の負担限度額告示の区分四、五の区分、所得の区分 4 は、食費の負担限度額告示の区分六、七、八の区分とする。</u> (3) <u>その他の費用</u> ア <u>入所者等の希望により特別な居住環境が必要となった場合の費用の額 実費</u> イ <u>入所者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額 実費</u> ウ <u>理美容代 実費</u> エ <u>老人短期入所施設における利用者の送迎に要する費用の額（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</u> (ア) <u>通常を送迎の実施地域内 無料</u> (イ) <u>利用者の居宅が通常を送迎の実施地域外で、通常を送迎の実施地域を超えてから利用者の居宅までの距離が片道 5 km 未満 無料</u> (ウ) <u>利用者の居宅が通常を送迎の実施地域外で、通常を送迎の実施地域を超えてから利用者の居宅までの距離が片道 5 km 以上 5 km 以上の部分につき 1 km 当たり 100 円</u> </td></tr></table>		<u>れ、当該徴収されている費用の 1 日当たりの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が 300円未満であるものにあつては、当該額）</u>	※ <u>所得の区分 2 は、食費の特定負担限度額告示（平成 17 年厚生労働省告示第 417 号）の表に規定する区分一、二、三の区分、所得の区分 3 は、食費の負担限度額告示の区分四、五の区分、所得の区分 4 は、食費の負担限度額告示の区分六、七、八の区分とする。</u> (3) <u>その他の費用</u> ア <u>入所者等の希望により特別な居住環境が必要となった場合の費用の額 実費</u> イ <u>入所者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額 実費</u> ウ <u>理美容代 実費</u> エ <u>老人短期入所施設における利用者の送迎に要する費用の額（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</u> (ア) <u>通常を送迎の実施地域内 無料</u> (イ) <u>利用者の居宅が通常を送迎の実施地域外で、通常を送迎の実施地域を超えてから利用者の居宅までの距離が片道 5 km 未満 無料</u> (ウ) <u>利用者の居宅が通常を送迎の実施地域外で、通常を送迎の実施地域を超えてから利用者の居宅までの距離が片道 5 km 以上 5 km 以上の部分につき 1 km 当たり 100 円</u>	
	<u>れ、当該徴収されている費用の 1 日当たりの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が 300円未満であるものにあつては、当該額）</u>				
※ <u>所得の区分 2 は、食費の特定負担限度額告示（平成 17 年厚生労働省告示第 417 号）の表に規定する区分一、二、三の区分、所得の区分 3 は、食費の負担限度額告示の区分四、五の区分、所得の区分 4 は、食費の負担限度額告示の区分六、七、八の区分とする。</u> (3) <u>その他の費用</u> ア <u>入所者等の希望により特別な居住環境が必要となった場合の費用の額 実費</u> イ <u>入所者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額 実費</u> ウ <u>理美容代 実費</u> エ <u>老人短期入所施設における利用者の送迎に要する費用の額（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</u> (ア) <u>通常を送迎の実施地域内 無料</u> (イ) <u>利用者の居宅が通常を送迎の実施地域外で、通常を送迎の実施地域を超えてから利用者の居宅までの距離が片道 5 km 未満 無料</u> (ウ) <u>利用者の居宅が通常を送迎の実施地域外で、通常を送迎の実施地域を超えてから利用者の居宅までの距離が片道 5 km 以上 5 km 以上の部分につき 1 km 当たり 100 円</u>					

(3) 入所者等が選定する特別な食事の提供を行つたことに
伴い必要となる費用の額 実費

(4) 理美容代 実費

(5) 老人短期入所施設における利用者の送迎に要する費用
の額 (厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

ア 通常の送迎の実施地域内 無料

イ 利用者の居宅が通常の送迎の実施地域外で、通常の送迎
の実施地域を超えてから利用者の居宅までの距離が片道 5
km 未満 無料

ウ 利用者の居宅が通常の送迎の実施地域外で、通常の送迎
の実施地域を超えてから利用者の居宅までの距離が片道 5
km 以上 5 km 以上の部分につき 1 km 当たり 100 円

(6) 老人短期入所施設におけるキャンセル料 1 日分の食
費

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供
される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの
に係る費用であつて、その入所者等に負担させることが適当
と認められるものの額 実費

オ 老人短期入所施設におけるキャンセル料 各所得区分に
応じた 1 日分の食費。ただし、利用者の責めに帰することが
できない理由により利用不能となったときは、キャンセル
料を免除する。この場合において、当該免除の基準に関し必
要な事項は、組合長が別に定める。

カ アからオに掲げるもののほか、施設サービスにおいて提
供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる
ものに係る費用であつて、その入所者等に負担させること
が適当と認められるものの額 実費

2 デイサービス施設における、条例第7条第4項の組合長が規則で定める額は、次のとおりとする。

- (1) 食費の額 1食当たり 530円
- (2) おむつ代 実費

(3) キャンセル料 530円

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者等に負担させることが適当と認められるものの額 実費

別表第1（第6条関係）

食費

<u>特別養護老人ホーム（日額）</u>		<u>1,445円</u>
<u>老人短期入所施設（1食当たり）</u>	<u>朝食</u>	<u>385円</u>
	<u>昼食</u>	<u>530円</u>
	<u>夕食</u>	<u>530円</u>

別表第2（第6条関係）

食費の負担限度額

2 デイサービス施設における、条例第14条第4項の組合長が規則で定める額は、次のとおりとする。

- (1) 食費の額 1食当たり 650円
- (2) その他の額

ア おむつ代 実費

イ キャンセル料 650円。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により利用不能となったときは、キャンセル料を免除する。この場合において、当該免除の基準に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者等に負担させることが適当と認められるものの額 実費

所得の 区分	概要	食費の負担限度額 (日額)	
		特養	短期
1—①	本人及び世帯全員が市町村民税 非課税であつて、合計所得金額 ＋年金収入額が80.9万円超120万 円以下の者等	650円	1,000円
1—②	本人及び世帯全員が市町村民税 非課税であつて、合計所得金額 ＋年金収入額が120万円超の者等	1,360円	1,300円
2	本人及び世帯全員が市町村民税 非課税であつて、合計所得金額 ＋年金収入額が80.9万円以下の 者等	390円	600円
3	本人及び世帯全員が市町村民税 非課税であつて、老齢福祉年金 の受給者、生活保護の受給者等	300円	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円	1,445円

※ 所得の区分1は、食費の負担限度額告示の表に規定する区
分（以下「食費告示区分」という。）一、二、三の区分、所得
の区分2は、食費告示区分四、五の区分、所得の区分3は、食
費告示区分六、七、八の区分とする。

別表第3（第6条関係）

食費の特定負担限度額

所得の 区分	概要	食費の特定負担限度額（日額）
-----------	----	----------------

<u>1 — ①</u>	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額＋年金収入額が80.9万円超120万円以下の者等	<u>650円</u>	
<u>1 — ②</u>	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額＋年金収入額が120万円超の者等	<u>1,360円</u>	
<u>2</u>	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額＋年金収入額が80.9万円以下の者等	<u>390円</u>	
<u>3</u>	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	<u>300円</u>	（平成17年9月30日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成12年厚生省告示第63号）における表の下欄の割合が100分の95以上である者であつて、かつ、介護保険法の施行の

		<u>際現に施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法第28条第1項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の1日当たりの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が300円未満であるものにあつては、当該額）</u>	
<u>4</u>	<u>所得の区分1から3以外の者</u>	<u>1,445円</u>	
※ <u>所得の区分1は、食費の特定負担限度額告示の表に規定する区分（以下「食費特定告示区分」という。）一、二、三の区分、所得の区分2は、食費特定告示区分四、五の区分、所得の区分3は、食費特定告示区分六、七、八の区分とする。</u>			

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。